



山陽小野田市の高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスについてお知らせします。申請手続き等詳しくはお問い合わせください。なお、①・②の事業は、要支援および要介護の人は介護保険の利用が優先されます。

①介護予防型デイサービス事業

自立した在宅生活を送っていただくため、市内の福祉会館等で文化活動や介護予防教室などを行っています。

なお、本事業は、平成23年度まで「生きがい対応型デイサービス事業」として実施していたサービスで、24年度から内容を拡充して実施するものです。

◎対象 65歳以上で在宅の人

◎活動内容

教養講座、スポーツ活動、音読など

◎費用 1人300円/回(送迎あり)

※昼食代は含まれていません。

②軽度生活援助事業

ホームヘルパーがお伺いし、家事援助や外出援助、防災援助などの在宅サービスを行います。

◎対象 身体状況等の理由により在宅での日常生活に支障がある高齢者で、生活援助が必要な人

◎訪問時間 30分～1時間30分

※所得に応じて、利用者負担が必要な場合があります。

③日常支援型給食サービス事業

在宅の高齢者に昼食を配達することで安否の確認を行います。

◎対象 在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の人で、見守りが必要な人

◎配達日 月～金曜日(指定日)

◎利用料 1食350円～550円

※所得に応じて異なります。

〈問い合わせ先〉高齢障害課高齢福祉係 (☎ 82・1171)



平成24年度からの税制改正等

平成24年度税制改正等による「市県民税」の主な改正点をお知らせします。扶養控除の変更により税額が大きく変わる場合がありますので、ご確認ください。

◎扶養控除の変更

●年少扶養(扶養親族のうち16歳未満の人)に対する扶養控除が廃止されます。

●16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分の12万円が廃止され、扶養控除額は33万円となります。

※年少扶養の場合でも、障害者控除、寡婦・寡夫控除の該当となります。

※年少扶養の人数は、市県民税の課税判定の対象となります。

◎寄付金控除の適用下限額の変更

市県民税に係る寄附金税額控除適用下限額が5,000円から2,000円に変更されます。

●地方自治体、住所地の共同募金会および日本赤十字社の支部に対する寄附金の控除額は、次の計算方法により税額控除されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

地方自治体に対する寄附金(ふるさと納税)には、次の金額が加算(個人住民税所得割額の1割が限度)されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times$$

$$(90\% - \text{寄附者の所得税の限界税率})$$

※寄附金額は、総所得金額の30%相当額が限度です。

◎市民税の均等割税率軽減の廃止

●均等割の納税義務のある控除対象配偶者または扶養親族(100円減額)

●前記に掲げる控除対象配偶者または扶養親族を2人以上有する人(300円減額)

〈問い合わせ先〉税務課市民税係 (☎ 82・1125)